

～ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり～

第3期地域福祉実践計画

(概 要 版)

【平成 28 年度～平成 32 年度】



平成 28 年 3 月

 社会福祉法人北見市社会福祉協議会

「地域福祉」は誰もがふつうにくらせるしあわせづくり

誰もが住み慣れた地域の中で「ふつうに・くらせる・しあわせ」を築くこと、それが「地域福祉」の意味であり、わたしたちの願いです。一方で、わたしたちが暮らす地域には、高齢で介護を必要とする人、障がいのある人、生活が困窮している人、地域で孤立し不安を感じている人など、様々な課題や困難を抱えながら暮らしている人たちがいます。

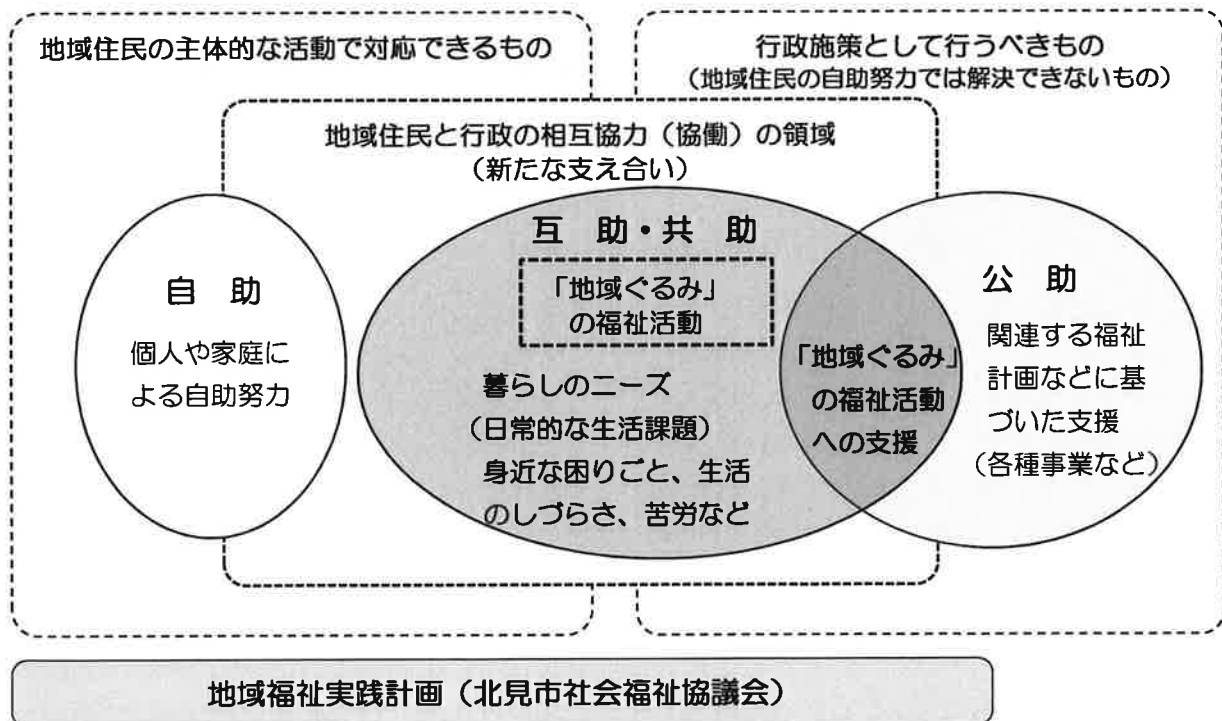
そうした人たちの課題や困りごとに寄り添い、解決し、誰もが安心して暮らせる地域をつくるには、地域の中で支援を必要としている人に「きづき」「たすけあい」「みまもる」活動を、地域住民や町内会（自治会）、事業者、社会福祉関係者、行政などの様々な担い手が相互に連携して実践することが必要です。

実践計画とは

福祉のまちづくりには、個人や家庭の努力（自助）、隣近所や町内会など住民相互の支え合い活動（互助）、ボランティアやNPOなど組織的な支え合いの力（共助）、自助・互助・共助では解決できない場合の公的な制度（公助）の連携による取り組みが必要になります。

これら「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせた支え合い活動を取りまとめたものが地域福祉実践計画であり、地域住民や町内会（自治会）、事業者、民生委員児童委員、社会福祉関係者、ボランティア、行政など様々な主体が、地域福祉実践計画の担い手です。

【「自助」「互助」「共助」「公助」の連携】



地域福祉計画（北見市）

第3期地域福祉実践計画の概要

計画策定の趣旨

北見市においては人口減少とともに少子高齢化や核家族化が急速に進行する中であって、社会的孤立や生活困窮、要支援高齢者の増加といった課題が深刻化しています。

さらに団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者に到達する2025年に向け、地域における新たな支え合いの仕組みを再構築することが求められています。

これらを踏まえ、第3期計画は前期計画の理念「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」と4つ柱からなる基本計画を継承し、地域住民を主体としてあらゆる関係団体や機関との連携・協働による福祉のまちづくりをさらに発展・強化する実践・行動計画として策定しました。

計画の策定期間

第3期計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間です。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第3期計画	→				

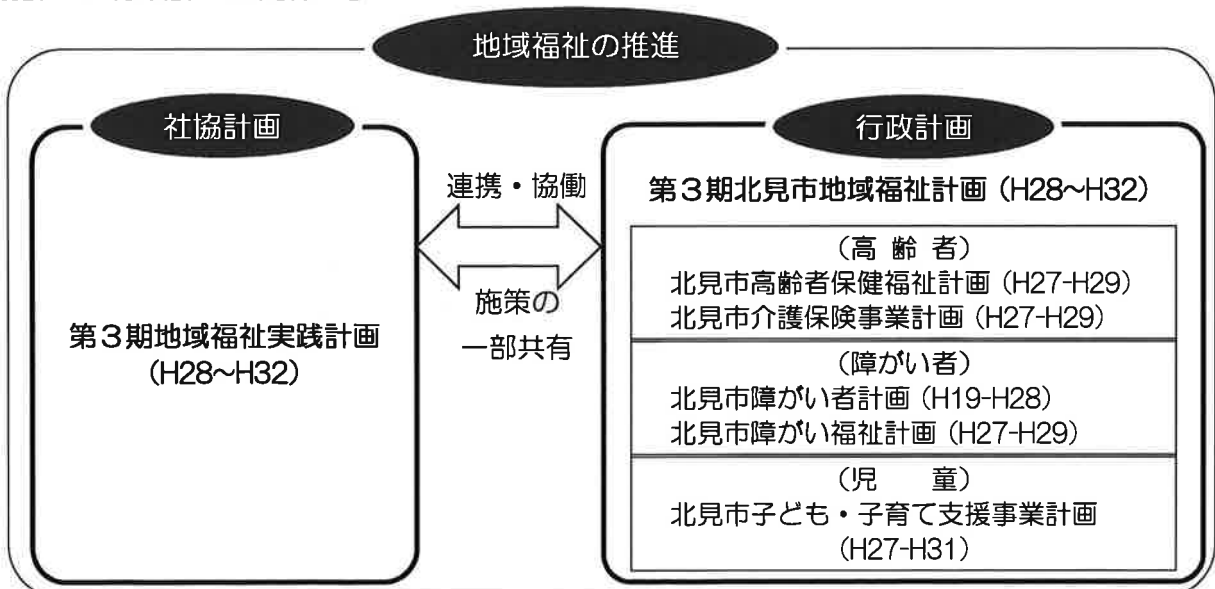
計画の位置付け（第3期北見市地域福祉計画との関係）

北見市が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に位置付けられた地域福祉の総合的、計画的な推進を図るための行政計画です。

一方、社会福祉協議会は社会福祉法第109条で位置付けられ、地域内のあらゆる関係者の参加と協力を得て、その中核的な役割を担いながら地域福祉の増進に対して、計画的に取り組むことが使命とされています。

このことにより、北見市社協が策定する「地域福祉実践計画」と北見市が策定する「地域福祉計画」は、北見市における福祉課題についての認識を共有し、両者は車の両輪として連携・協働して福祉のまちづくりを推進することが重要になります。

【社協計画と行政計画の関係図】



第3期地域福祉実践計画の体系図

基本目標

「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」



基本計画


I	「地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり」
	地域や住民の生活課題や要望を把握し、住民や関係機関と課題や情報を共有・連携により解決に向けた体制づくりやまちづくりを目指します。
	II
	「住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり」
II	地域で生活する個々の住民の生活課題や要望に対して、様々な福祉サービスの活用により利用者本位の支援体制の構築を目指します。
III	「地域づくりを主体的に担う人づくり」
	地域の生活課題に対する支え合いの仕組みづくりに向けて、地域に根差した担い手の養成や育成を主眼に置き、子どもから高齢者まで誰もが取り組む地域福祉活動の推進を目指します。
IV	「課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり」
	福祉のまちづくりを確実に実行するための当会の財源確保や組織体制の強化、健全運営を目指します。


この計画では、平成28年度から平成32年度までの5年間の福祉のまちづくりの方向性を示す基本目標と、その実現を目指すための施策を掲げています。

具体的には、基本目標と4つの基本計画、25の推進事業で構成されています。

1	地域の支え合い活動の推進
2	地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの推進
3	小地域における福祉活動の推進
4	災害ボランティアセンターの組織整備

1	日常生活自立支援事業の推進	
2	法人後見事業の推進	
3	成年後見支援センターの運営	
4	自立支援センターの運営	
5	社協一時預かりサービス事業の検討	
6	生活福祉資金・応急援護資金貸付事業の推進	
7	地域包括支援センターの運営	
8	介護保険・障がいサービス事業所の経営	
9	高齢者支援事業の推進	
10	障がい者支援事業の推進	
11	要援護高齢者福祉サービス事業等の推進	
12	福祉人材バンク事業の推進	

1	新たな担い手づくりの検討・実施	
2	ボランティア市民活動センター事業の推進	
3	ボランティア養成事業の推進	
4	児童・生徒に対する福祉教育の推進	

1	地域福祉実践計画の進行管理	
2	広報媒体を通じた積極的な情報提供	
3	介護保険事業などの健全経営に向けた検討	
4	共同募金運動への協力	
5	法人運営及び経営基盤の強化	

推進事業の取り組み

※この概要版では、推進事業の一部を抜粋して掲載しています。

I-1 地域の支え合い活動の推進

1) 生活支援コーディネーターの配置

地域における生活支援体制を整備するため、本所・各支所に「生活支援コーディネーター(仮称)」を配置します。生活支援コーディネーターは、地域と社協をつなぐ窓口として次の役割を担います。

- ①地域の課題や要望、地域資源の調査・把握
- ②必要な資源の開発とネットワークづくり
- ③協働の場づくり

I-2 地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの推進

地域包括ケアシステムの一翼を担うため、「北部地区、常呂地区、留辺築・温根湯地区の地域包括支援センター」及び東部・端野地区地域包括支援センターの協力機関である「端野町在宅介護支援センター」の運営とその機能強化に取り組みます。

1) 地域包括支援センターによる取り組み

介護予防の取り組みとともに、在宅生活を支える適切なサービス提供に向け、福祉や介護、医療分野の専門職の情報共有と連携促進に取り組むほか、地域資源を活用した適切な支援を推進します。

2) 住民同士の支え合いやボランティアによる取り組み

地域で取り組まれている見守りや声かけ、安否確認などの支え合い活動が点から面への活動に広がるようネットワークづくりを進めます。

I-3 小地域における福祉活動の推進

住民同士の支え合いや交流活動は、歩いて通える身近な地域で取り組まれることが大切です。このため、暮らしに密着した小地域において福祉活動の輪が広がるよう取り組みを進めます。

1) いきいきふれあいサロン活動の普及促進

高齢者や障がい者、子育て中の親子などが気軽に集えて楽しく交流できる地域の拠点づくりや活動支援に取り組みます。

また、普及に向けて、体験型の「1日サロン」を開催します。



2) 町内会(自治会)福祉活動の支援

II-1 日常生活自立支援事業の推進 2 法人後見事業の推進 3 成年後見支援センターの運営

高齢や障がいなどにより判断能力が不十分な方が、地域の中でその人らしく暮らすことができるように、成年後見支援センターを中心に権利擁護事業や日常生活自立支援事業を推進します。

成年後見支援センターでは、後見制度の相談や普及啓発、利用支援とともに、市民後見人の養成とフォローアップに取り組むほか、運営委員会を設置し、適正かつ効果的な事業実施に努めます。

また、北見市社協が法人として成年後見人等に就任し、被後見人等の身上監護や財産管理などを行う法人後見業務の取り組みを強化します。



Ⅱ-4 自立支援センターの運営

北見市自立支援センターの機能強化に努め、生活の困窮をはじめとする様々な生活課題を抱える方の悩みや相談を受け止め、相談者の思いに寄り添った支援に取り組みます。

特に、入口としての総合相談から、出口としての就労による自立につなげるため、社協が実施している生活福祉資金・応急援護資金貸付事業や福祉人材バンク事業などとの一体的な相談体制による取り組みを推進します。

Ⅱ-7 地域包括支援センターの運営

地域に暮らす高齢者などの最も身近な相談窓口として、様々な相談を受け止め、訪問による実態把握とおして、最も適したサービスの利用について一緒に考え、安心して在宅生活が続けられるよう支援を行います。

- 1) 地域個別ケア会議などの開催
- 2) 地域の高齢者などに対する緊急時支援体制（支援カード・あんしんカード）の整備・推進
- 3) 認知症サポーター養成研修の実施
- 4) 介護予防支援の推進
- 5) 介護予防における地域支援事業移行に伴う調査・研究

Ⅱ-10 障がい者支援事業の推進

障がい者への理解と支援のネットワークが広がるよう障がい者支援事業に取り組みます。

- 1) ふれあい広場の実施
- 2) 重度障がい者に対する移送支援事業等の推進
- 3) みんなのふれあい福祉ショップ「テルベ」の運営
- 4) 障がい者の就労支援の推進



Ⅲ-1 新たな担い手づくりの検討・実施

地域の支え合いや助け合い活動の現場である町内会（自治会）では、会員数の減少や高齢化とともに活動を支える担い手の確保が課題となっています。

このため高齢者自身にも支え合い活動の担い手として参加していただけるよう体制づくりを進めるほか、誰もが「無理なく参加できる」支え合い活動やボランティア活動の仕組みづくりやコーディネート（調整）に取り組みます。

1) 地域の支え合い活動の担い手の養成

高齢者などの在宅生活を支える“ほんの少しの家事的な援助や手助け”を行う「生活支援ボランティア」の養成に取り組みます。

2) 地域活動ボランティアの体制整備

より身近な生活圏域ごとに「ボランティアコーディネーター」を配置するなど、地域におけるボランティア活動の体制整備に取り組みます。

3) 多様なボランティア活動の促進

誰もが無理なくボランティア活動に取り組めるよう多様な仕組みを提案し活動を促進します。



Ⅲ-4 児童・生徒に対する福祉教育の推進

市内の小・中・高校に対して、学校長会や教育委員会、各学校との連携を図りながら、様々な福祉体験やボランティア活動の場の提供など、児童・生徒に対する福祉教育を支援します。



Ⅳ-2 広報媒体を活用した積極的な情報提供

広報紙「社協だより」やボランティア情報紙の発行、ホームページ、フェイスブックなどのあらゆる広報媒体を活用した広報活動や情報発信に取り組むなど、社協の「見える化」に努めます。



Ⅳ-3 介護保険事業などの健全経営に向けた検討

平成28年4月から、訪問介護事業所は北見地区を主たる事業所とし、端野・常呂・留辺蘂地区の事業所を支所とする1事業所3支所体制に再編するほか、居宅介護支援事業所は、中央地区・常呂地区の2事業所体制に再編するなど、将来にわたって持続可能な経営基盤の強化を図ります。

今後、事業所の再編・統合の効果をはじめ、平成29年度から始まる新たな総合事業が及ぼす影響、さらには平成30年度の介護報酬改定の動向などを総合的に見極めながら、さらなる経営改善対策に取り組むこととします。

Ⅳ-5 法人運営及び経営基盤の強化

社協の財源は、会費や寄付金などの自主財源のほか、行政からの補助金や委託金、介護事業などの収益によって賄われています。近年の経済情勢や人口減少などにより自主財源が伸び悩み、介護事業の収益の確保が困難となっている中で、外部環境の変化にしっかりと対応した安定的な法人運営を確保するため財政健全化対策に取り組めます。

- 1) 財政健全化計画の策定と自主財源の確保
- 2) 理事会、評議員会、地域福祉推進委員会の開催
- 3) 専門職としての職員の資質向上
- 4) 指定管理施設の適切な運営
- 5) その他（職員体制の整備など）



< 発 行 >

第3期地域福祉実践計画(概要版)

社会福祉法人北見市社会福祉協議会

〒090-0065 北見市寿町3丁目4番1号
E-mail: chiiki@kitami-shakyo.or.jp

電話(0157)61-8181/FAX(0157)61-8183
http://www.kitami-shakyo.or.jp/